

（ 令 7 . 1 1 . 1 3
デ 4 - 2 ）

説 明 資 料

〔税務執行に関する諸課題〕

令和 7 年11月13日（木）

財 務 省

（ 1 ） 国稅犯則調査（査察調査）

刑事手続のデジタル化への対応

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025（令和7）年6月閣議決定）（抜粋）

- ・ 刑事手続に関連する各種犯則調査手続について、各調査機関を所管する省庁等は、法務省・最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、可及的速やかに、犯則調査手続のデジタル化に対応するための法令及びIT基盤の整備を実現する。

具体的な目標：各種犯則調査を所管する省庁等については、刑事手続のデジタル化実現のための法整備の状況を踏まえて、可及的速やかに法令整備を実現する。IT基盤の整備については、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、2027年度中の一部省庁でのデジタル化試行を念頭にデジタル庁とも連携して対応を行っていく。

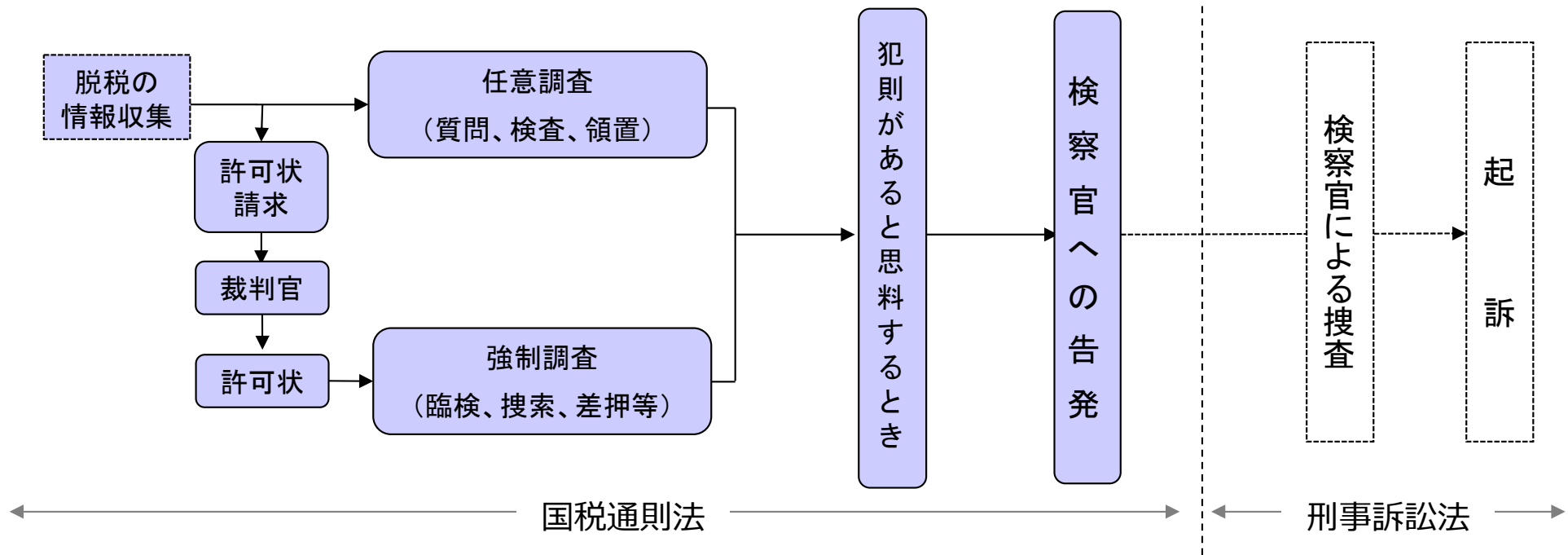
○国税犯則手続に関する現行制度（国税通則法）

手続等	現行制度	(参考) 改正刑事訴訟法上の扱い
・ 調書や目録の作成・管理	書面	データも可
・ 裁判所の許可状の請求・発行	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 検察官への告発 （関連文書一式の提出）	書面・（運用上）対面	データ・オンラインも可
・ 証拠となるデータの入手	記録媒体にデータを記録させた上で、当該記録媒体を差押え （記録命令付差押え）	オンラインによるデータの提供を求めること （電磁的記録提供命令）も可

※ 地方税犯則調査手続についても、国税犯則調査手続と同様の制度となっている。

(参考) 国税犯則調査手続の流れと近年の状況

○ 国税犯則調査手続の流れ



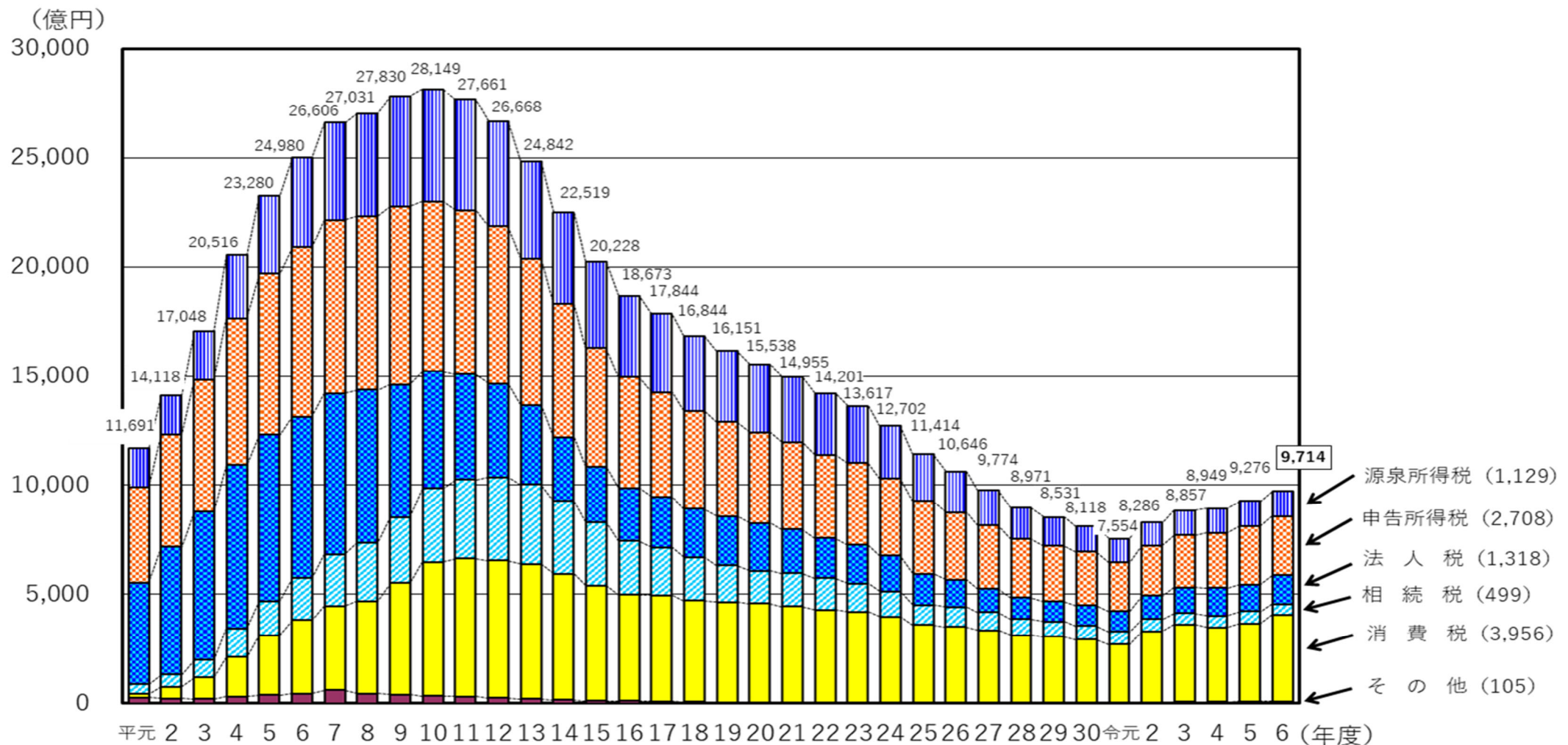
○ 近年の状況

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
着手件数 (件)	111	116	145	154	151
告発件数 (件)	83	75	103	101	98
告発 1 件当たり脱税額 (百万円)	83	81	97	88	84

(2) 徴収手続

滞納残高の推移

- 直近令和6年度における滞納整理中のものの額（滞納残高）は9,714億円。
- ピーク時（平成10年度、2兆8,149億円）と比べると約3割の水準だが、近年増加傾向。



(注) 地方消費税を除いています。

(出所) 国税庁報道発表資料「令和6年度租税滞納状況の概要」（令和7年8月）

国税庁における滞納の未然防止に向けた取組

1 国税庁ホームページ、SNS等による広報・周知

- ・ ホームページでは、納付手続や猶予制度など、様々な情報を提供
- ・ SNSも活用し、納期限や振替期日などを周知
- ・ 地方自治体や税理士会等の協力を得て、各種広報誌に必要な情報を掲載

2 キャッシュレス納付（※）の推進

※ 振替納税、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)、インターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、スマホアプリ納付

- ・ e-Taxホームページに「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設
- ・ 関係者による「キャッシュレス納付推進協議会」を発足させ、更なる取組を推進

3 「予納ダイレクト」(※) による納税資金の準備の呼び掛け

※ 将来納付することが見込まれる国税を指定した期日にあらかじめ納付（e-Tax登録口座からの引落とし）できる制度

4 個々の納税者に対する納付指導

(参考) 予納ダイレクトの広報

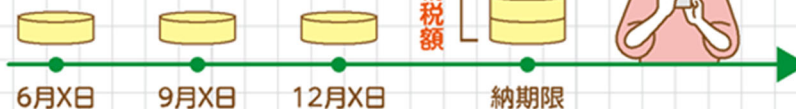
メリット

● 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減

● 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避

定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

定期的に
均等額を
予納すると…



(参考) SNSによる周知の例

国税庁
@NTA_Japan

フォロー ...

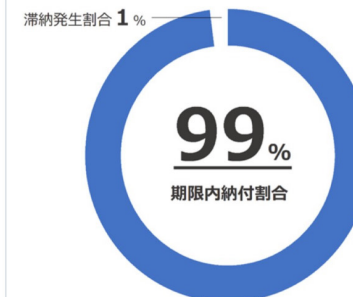
/
#消費税の確定申告は、今月末(3/31)が申告・納付期限です！
\

申告・納税は、期限内にお願いします！

納期限・納付手続等の詳細はこちら👉
nta.go.jp/taxes/nozei/an...

☆納付が困難な方には「猶予制度」があります。
お早めに所轄の税務署（徴収担当）までご相談ください。

日本では、国税のほとんどが、
期限内に納付されています



※ 期限内納付割合とは、国税の申告額等に占める督促状送付前に納付があった額の割合です（令和5年度分）。

午後0:00・2025年3月18日・

件の表示

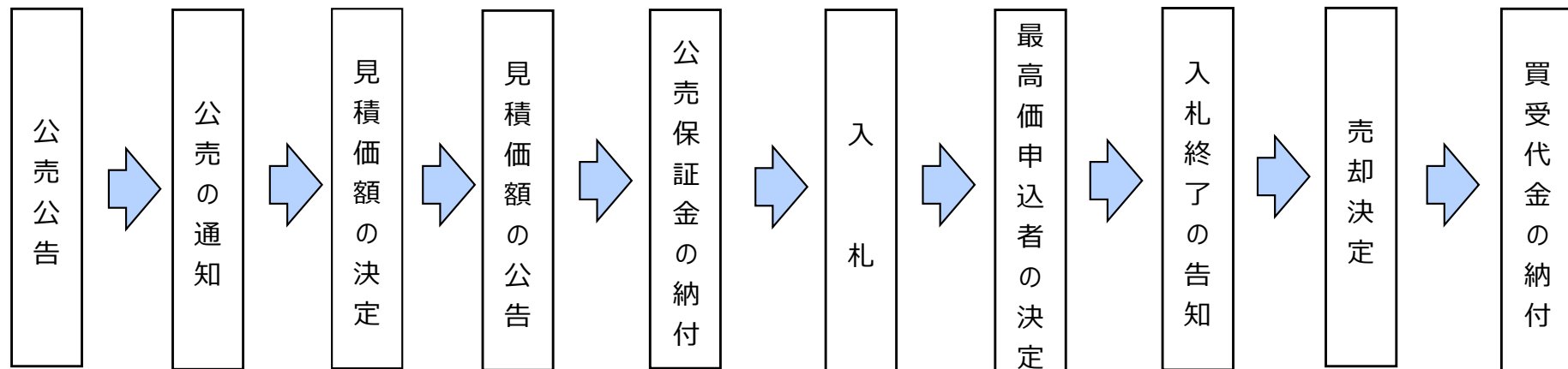
公売の実施状況

○ 公売による売却事例

1 自動車	2 腕時計	3 バッグ	4 ペンダント
			
【見積価額】 71,300,000円 【落札価額】 171,001,000円	【見積価額】 770,000円 【落札価額】 1,031,000円	【見積価額】 3,080,000円 【落札価額】 5,251,000円	【見積価額】 440,000円 【落札価額】 889,888円

(出所) 国税庁報道発表資料「令和6年度租税滞納状況の概要」(令和7年8月)

(参考) 公売手続の流れ

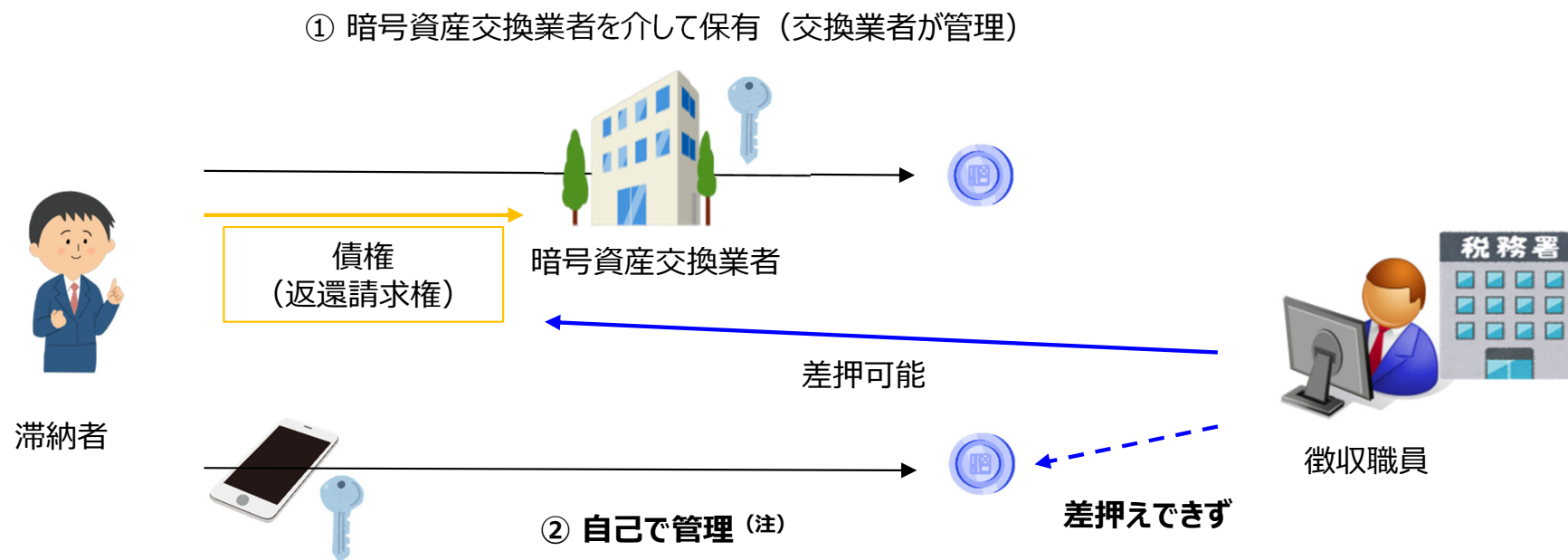


財産の差押えに関する課題（滞納者が自己管理する暗号資産）

（具体的な事例と課題）

- 滞納者は、暗号資産取引により得た所得約 5 億円を申告せず。税務調査の結果、約 2 億 5 千万円の追徴課税（加算税を含む）。
- その後、暗号資産は値下がり。保有している暗号資産を売却して国税を納付するよう勧奨しても、「値上がりしてから売却する」等申し立て、自主納付に応じず。
- 滞納者が暗号資産交換業者を介して保有している場合、当該交換業者に対する債権を差し押さえることが可能だが、滞納者が自己で管理している場合には、そのような対応はできない。

（イメージ）



（注 1）暗号資産を自己で管理する方法としては、専用のアプリを使用する方法のほか、取引に必要な秘密鍵が格納された物理的な媒体を使用する方法がある。
（いずれの場合も、使用に当たってはPINコードの入力等が必要。）

（注 2）地方税についても同様の課題がある。